

オンラインレッスンサービス利用契約書

株式会社GBT（以下「甲」という）と、本サービス申込者（以下「乙」という）は、甲が提供するオンラインゴルフレッスンサービス（以下「本サービス」という）について、以下の通り契約を締結する。

第1条（本契約の目的）

本契約は、甲が乙に対して提供するオンラインゴルフレッスンサービスの利用条件を定めることを目的とする。

第2条（サービス内容）

甲は乙に対し、以下のオンラインレッスンサービスを提供する。

【ライトプラン】

月額10,780円（税込）

〈内容〉

- ・動画添削 月1回
- ・公式LINEチャットによる課題に関する質問対応（動画送信時）

【スタンダードプラン】

月額21,780円（税込）

〈内容〉

- ・動画添削 月2回
- ・公式LINEチャットによる課題に関する質問対応（動画送信時）

【プレミアムプラン】

月額32,780円（税込）

〈内容〉

- ・ 動画添削 4回
- ・ 公式LINEチャットによる課題に関する質問対応無制限（社会通念上相当と認められる範囲内）
- ・ Zoom面談対応1回（30分）

第3条（添削およびサポート）

1. 本サービスにおける添削は、甲が指定または提示した課題に対して行うものとする。
2. 乙は、課題内容を十分に実施・確認した上で動画提出を行うものとする。
3. 動画提出は、1回あたり**1分以内**を目安とする。
4. 返信およびサポートは、**みやもとゴルフCh.公式LINEチャット**にて行う。
5. 甲は原則として48時間以内の返信を目安とする。ただし、コースレッスン、出張、イベント、天候、通信環境その他やむを得ない事情により、返信までに時間を要する場合がある。

第4条（契約期間）

1. 本契約は、乙による申込みおよび甲の承諾をもって成立する。
2. 本契約は月額制の自動更新契約とし、乙から解約申請がない限り自動更新される。
3. 契約更新日は初回決済日を基準とする。
4. 最低契約期間は1ヶ月とする。

第5条（料金および支払方法）

1. 乙は、選択したプランの月額料金を支払うものとする。
2. 支払方法は、クレジットカードその他甲が指定する方法による。
3. 決済は毎月自動課金とする。
4. 一度支払われた料金については、甲の重大な過失がある場合を除き、原則返金しない。

第6条（解約）

1. 乙は、次回決済日の7日前までに、甲所定の方法により解約申請を行うことで、本契約を解約できる。
2. 解約申請が期限を過ぎた場合、翌月分の料金が発生する場合がある。
3. 月途中で解約した場合であっても、日割計算による返金を行わない。
4. 最低契約期間内の解約についても、既に発生した利用料金の返金を行わない。

第7条（禁止事項）

乙は以下の行為を行ってはならない。

- ・本サービス内容の無断転載、配布、共有
- ・動画、資料、添削内容等の第三者提供
- ・アカウントの第三者共有
- ・録音、録画、画面収録および転載行為
- ・誹謗中傷、迷惑行為
- ・過度な要求または運営妨害行為
- ・その他、甲が不適切と判断する行為

第8条（知的財産権）

本サービス内で提供される動画、資料、テキスト、カリキュラム、添削内容等に関する著作権その他知的財産権は、甲または正当な権利者に帰属する。

第9条（免責事項）

1. 本サービスは、ゴルフ技術向上を目的とするものであり、成果を保証するものではない。
2. 乙の上達速度、スコア改善、飛距離向上その他成果について、甲は一切保証しない。
3. 乙が本サービスを利用して行う練習、ラウンド等における怪我、事故その他損害について、甲は故意または重大な過失がある場合を除き責任を負わない。
4. 通信障害、システム障害その他不可抗力によるサービス停止について、甲は責任を負わない。

第10条（契約解除および強制退会）

甲は、乙が以下に該当すると判断した場合、事前通知なく契約解除または強制退会処分を行うことができる。

- ・ 利用料金の未払い
- ・ 本契約違反
- ・ 他利用者または甲への迷惑行為
- ・ 威圧的言動、誹謗中傷
- ・ 過度な要求行為
- ・ サービス運営に重大な支障を与える行為
- ・ その他、甲が不適切と判断する行為
- ・ 甲との信頼関係を著しく損なう行為

なお、この場合においても、既に支払済みの料金は返金しない。

第11条（休会）

本サービスは、原則として休会制度を設けない。

第12条（個人情報の取扱い）

甲は、乙の個人情報を適切に管理し、本サービス提供目的の範囲内で利用する。

第13条（電子契約）

1. 本契約は電子契約サービスを利用して締結する。
2. 電子署名その他電磁的方法による承諾は、書面契約と同等の法的効力を有する。

第14条（協議事項）

本契約に定めのない事項または疑義が生じた場合、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

第15条（準拠法および管轄）

本契約は日本法に準拠し、本契約に関する紛争については、甲所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

事業者情報

事業者名：株式会社GBT

代表者名：宮本 大輔

所在地：大阪府豊中市上新田 1 丁目 2 4 番 Bー 4 0 5 号

電話番号：080-1308-7259

メールアドレス：gbt.corp0801@gmail.com

申込者情報

氏名：

住所：

電話番号：

メールアドレス：

契約プラン：

- ☐ ライトプラン（月1回）
- ☐ スタンダードプラン（月2回）
- ☐ プレミアムプラン（月4回）

契約日は**初回決済日**になります

甲：株式会社GBT

乙：申込者

電子署名により本契約を締結する。